

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成25年1月31日

分任支出負担行為担当官
中部地方整備局名古屋国道事務所長 岩崎 信義

1 業務概要

(1) 業 務 名 平成24年度 1号中川区下之一色地区用地調査(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、一般国道1号西部環境対策事業に必要となる土地の測量及び物件の調査等を行うものである。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成25年8月30日

(4) 入札方式等

- 1) 予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象。
- 2) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を設定する業務対象。
- 3) 本業務は参加表明書の提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。
- 4) 電子入札システムで利用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所 経理課
〒467-0833 名古屋市瑞穂区鍵田町2-30
電話 052-853-7321 FAX 052-853-7335
まで持参により提出すること。
- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

2 指名されるために必要な要件

(1) 参加資格要件

入札参加希望者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

① 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第98条において準用する予決

令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度補償関係コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- ③ 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

- ④ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．親会社と子会社の関係にある場合。

イ．親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア．については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア．一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ．一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記a)又はb)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、指名通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

(2) 業務拠点に関する要件

愛知県内に営業拠点等を有する者でなければならない。

※ 営業拠点等とは、技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有していることをいう。

(3) 参加表明者の業務実績に関する要件

参加表明者は平成14年度以降に完了した以下に示す**同種業務**において、**1件以上の実績**を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局用地関係業務成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

ただし、再委託等により行ったものは、実績として認めない。

同種業務：補償コンサルタント登録規程（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、土地調査部門、物件部門、営業補償・特殊補償部門のすべてに係る補償業務
（3部門の実績は、同一業務による実績でなくてもよいが、別業務の場合は、それぞれの部門について資料を提出すること。）

(4) 配置予定主任担当者の資格に関する要件

配置予定主任担当者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、参加表明書の提出期限までに登録規程第2条第1項の別表に掲げる部門の登録を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に登録規程に基づく「補償コンサルタント登録（新規・更新・追加）申請書の写し」を提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに登録を受け、「補償業務管理者証明書」及び「登録通知書」の写しを提出しなければならない。

指名通知の日は別表③の日を予定する。

- ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる**土地調査部門に係る補償業務管理者**
- ・社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年理事会決定、以下「実施規定」という。）第3条に掲げる**土地調査部門に係る補償業務管理士**

(5) 配置予定主任担当者の業務実績に関する要件

配置予定主任担当者は平成14年度以降に完了した以下に示す**同種業務**において、**1件以上の実績**を有していること。ただし、業務の実績のうち評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。業務実績は、受発注者、出向等にかかわらず、担当者、管理者、指導者等の立場を問わないが、自ら主体的に関わったものに限る。

なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、土地調査部門、物件部門、営業補償・特殊補償部門のすべてに係る補償業務
（3部門の実績は、同一業務による実績でなくてもよいが、別業務の場合は、それぞれの部門について資料を提出すること。）

(6) 配置予定主任担当者の手持ち業務に関する要件

- 1) **平成25年1月31日現在の**全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。ただし、**平成25年1月31日現在の**手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調

査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは主任担当者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

2) 本業務の履行期間中は配置予定主任担当者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置予定主任担当者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

① 当該配置予定主任担当者と同等の同種業務実績を有する者。

② 当該配置予定主任担当者と同等の技術者資格を有する者。

③ 過去4年間の評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置予定主任担当者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における評定要領に基づく業務成績が75点以上である者。

④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者。

(7) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

① 再委託の内容が、主たる部分の場合。

② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

③ 当該業務に関連する物件部門及び営業補償・特殊補償部門に係る補償業務管理者又は補償業務管理士を有していない場合。

(8) 入札参加者を選定するための基準

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。

なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、参加表明者の同種業務の実績ならびに配置予定主任担当者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒467-0833 名古屋市瑞穂区鍵田町2-30

中部地方整備局名古屋国道事務所 経理課 契約係

電 話 052-853-7321 F A X 052-853-7335

メールアドレス：keimeiko@cbr. mlit. go. jp

(2) 入札説明書等（仕様書含む）の交付期間、場所及び方法

入札説明書等（仕様書含む）の交付期間：別表①のとおり。

交付場所及び方法：電子入札システム又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付

する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「公開情報」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、参加表明書等の作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、電子入札システムにより交付する。

ただし、電子入札システムによる交付を受けることができない場合は、3（1）の担当部局まで連絡し指示に従うこと。

（3）参加表明書の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」、「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※注1）（以下「郵送等」という。）」により、3（1）まで提出すること。詳しい提出方法については入札説明書による。

技術提案書等のファイル容量が、3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

提出期間は、別表②のとおり。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

（4）入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札書の受付期間

別表④のとおり。

② 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により3（1）まで持参又は郵送等で提出すること。

③ 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり

4 その他

（1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 免除。

（3）入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）落札者の決定方法

予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書の作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手する為の照会窓口 上記3(1)に同じ。

(7) 本案件は資料提出、入札を電子入札で行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(8) 参加表明書等に対する留意事項

参加表明書等の提出がない場合又は2(1)④の場合を除き、他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など、競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(9) 詳細は入札説明書による。

別表

①	入札説明書等（仕様書含む） の交付期間	平成25年 1月31日から 平成25年 2月25日まで
②	参加表明書の提出期間	平成25年 2月 1日から 平成25年 2月 8日までの10時から16時まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
③	指名通知の日	平成25年 2月18日
④	入札書の受付期間	平成25年 2月22日10時00分から 平成25年 2月25日16時00分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	開札の日時及び場所	平成25年 2月26日10時00分 名古屋国道事務所経理課